

平成20年1月15日

各 位

会 社 名 山下医科器械株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 山下 耕一
(コード番号：3022 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 北野 幸文
(TEL 092-726-8200)

**当社と宮野医療器株式会社との株式移転による共同持株会社設立に関する
東京証券取引所の審査について**

当社は、本日開催の取締役会において、当社と宮野医療器株式会社（以下「宮野医療器」という。）との株式移転による共同持株会社設立（以下「本株式移転」という。）にかかる基本合意書の締結に関する決議をし、同日、宮野医療器と基本合意書を締結し、その旨を公表いたしました。

合わせて、当社および宮野医療器は、新たに設立する共同持株会社株式について、東証に上場申請を行う予定であることを公表いたしました。

これに関し、東京証券取引所は、本日、宮野医療器との本株式移転が実施された場合、当社が実質的な存続会社であると認められないと判断し、本株式移転の効力発生日から、新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間に入る可能性がある旨を発表いたしました。

東京証券取引所の上場規則によれば、当社が実質的な存続会社ではないと判断された場合においても、直ちに上場廃止になるのではなく、本株式移転の効力発生日から、当該日以降最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日まで猶予期間に入り、またこの間上場は引き続き維持されることとなります。そして、猶予期間中に新規上場基準に準じた基準に適合すると認められた場合には、猶予期間入りから解除され、共同持株会社株式の上場が維持されることとなります。

従いまして、猶予期間中であっても、株式の売買はこれまでどおり可能であり、企業活動にも支障はありません。

当社といたしましては、早期に新規上場基準に準じた基準に適合できるよう、万全の体制で準備を進める所存であります。

以 上